

平成 26 年度
第 22 回墓地公園運営審議会議事録

平成 26 年 5 月 27 日開催

浦安市みどり公園課

1. **開催日時** 平成 26 年 5 月 27 日（火） 午前 10 時～12 時

2. **開催場所** 浦安市役所 第 2 庁舎 2 号棟 2 階 204・205 会議室

3. **出席者**

（委員）

喜多村会長、染谷副会長、村上委員、板橋委員、杉山委員、渡邊委員、島貫委員、佐々木委員

（事務局）

長峰都市環境部長、大塚都市環境部次長、知久みどり公園課長、大木課長補佐、西村係長、遠藤担当

（傍聴人）

なし

4. **議題**

I. 開会

1. 会長・部長挨拶

2. 議事

1) 運営審議会のスケジュールと前回の振返り

2) パブリックコメント結果報告

3) パブリックコメント結果を受けた答申内容の再確認

4) その他

II. 閉会

● 委員全員で答申の提出

5. **会議経過**

1) **運営審議会のスケジュールと前回の振返り**

[配布資料に基づき事務局より説明を行った]

2) **パブリックコメント結果報告**

（会長） 事務局から、説明がありました。意見・質問等はあるか。

（委員） パブリックコメントはいつ、どこで実施したのか。

（事務局） 4 月 1 日から 4 月 21 日の期間で、4 月 1 日号の広報、市ホームページ、情報公開コーナー、各駅前行政サービスセンター、中央図書館、各分館、みどり公園課にて募集した。

募集した結果 1 件の意見がありました。

（会長） 他のパブリックコメント案件と比べて意見数はどうなのか。

（事務局） パブリックコメントは、条例改正、市の大きな方針計画などを行うときに実施する。全体的に見れば比較的意見は少ない。また意見がない場合もある。

- (委員) パブリックコメントを実施するにあたり、広報・ホームページなどでもなるべく目につく方法で行ったほうがいいのではないか。
- (事務局) パブリックコメントの意見が少ないことは、今回の内容が評価されていると感じている。
広報などでは全文が載っているわけでないため今後掲示方法を工夫する。
- (会長) 意見で賛成の意見があった。パブリックコメントは行政全体のやり方ですから、今後の市政の中で対応を工夫していただければと思う。この審議会では市民の声を素直に受け入れたい。

3) パブリックコメント結果を受けた答申内容の再確認

[配布資料に基づき事務局より説明、質疑は下記のとおり]

- (会長) これまで議論してきた内容の説明でした。意見・質問はあるか。
- (委員) 答申の資料で数値の変更はないのか。
- (事務局) 審議結果の数値を記載している。内容に変化はありません。
- (委員) 樹林墓地の使用料 10 万から 15 万円の算定根拠は市民も知っているのか。
- (事務局) 答申内容にて明記する。近隣の類似施設、また現在の他施設を参考に樹林墓地の使用料 10 万から 15 万円について明記する。
- (委員) 答申の中でも使用料については小平霊園を参考にされているので妥当である。
- (委員) 答申の中で樹林墓地の「イメージパース」「イメージ図」とは何か。
- (事務局) イメージの図とか絵と言う意味です。統一した表現に改めます。
- (委員) イメージの中で樹木が多いように思う。実際このようになるのか。
- (委員) 20 年、30 年先のイメージであるので仕方ない。
- (委員) 前回、使用料の算定基礎で土地の取得原価を基準にしている旨説明があったが墓地の場合、使用料であり土地は返却するので取得原価よりも賃貸料の方がリーズナブルではないのか。他でも算定する時に使われているのであれば問題ないのですが。市は財産を売って商売するわけではないが、普通原価計算は成り立たないと感じる。
- (事務局) 小平霊園の算出方式を参考にしている。また、当市の墓地使用料の算定も整備費等を将来に向けて想定している。
- (委員) 一般的に計算基礎が土地の取得原価というものを採用していれば問題ない。
- (会長) 市としては、樹林墓地利用者に負担、しかし共用部分は公園ということで適正な負担であり、他の参考例で計算してみると無理のない数字である。
樹木葬は収容できる遺骨数に応じて使用料の変化も伴う。今後見直しも必要である。
- (委員) 浦安市も一般的な算定根拠で行っているのであれば参考数値ということで結構である。
- (会長) このような議論があったことは記録しておく。
- (委員) パブリックコメントで樹木葬の埋蔵位置、墓標プレートなど意見は出なかったのか。

- (事務局) 出ませんでした。小平霊園にも採用されている縦軸、横軸により埋蔵場所が特定、また電子的なものもできればと思っている。
- (委員) 今後の運用面は、経過措置ということで開始してから決めることでもいいと思う。答申などで無理に縛らない方がいい。
- (事務局) 今回みなさんからいただく答申をもとに使用料は条例改正を行い金額の根拠を示し、また埋蔵の確認方法について準備をしっかりとしておく必要がある。
- (委員) 複合霊廟の名称、イメージは？
- (事務局) 今回のパブリックコメントでの意見はない。
答申の中に、墓参者にとって複合霊廟自体がひとつの墳墓として意識されるような施設、長く親しまれるような施設名称を検討すると明記している。
- (会長) パブリックコメント結果を受けた答申内容の再確認について承認して良いか？
[他に質疑・応答はなく承認された]

4) 今後の墓地計画について

[事務局より説明、質疑は下記のとおり]

- (委員) 芝生墓所の生前申し込みはいつから開始するのか。
- (事務局) 第2区に於いて今年度から始める。
- (委員) 広報で案内するのか
- (事務局) 掲載します。
生前使用者については来年3月に使用許可する。基数については未定ですが今のところ芝生墓所は50基前後、樹林墓地は100基くらいを考えている。
- (委員) 生前に樹林墓地を申し込むと、埋蔵場所は選べるのか。
- (事務局) 埋蔵場所は数箇所計画している。順番に埋蔵するので場所は決められない。
- (委員) 樹林墓地の埋蔵設備はあらかじめ全部つくるのか。
- (事務局) 樹林墓地の埋蔵設備は予定数に合わせて整備する。何骨かまとまり次第定期的に埋蔵して、定数になったら次の埋蔵設備へと順番に収める。
- (委員) 生前なので樹林墓地の位置は決まっているのか。
- (事務局) 位置は決められない。実際納骨しないとわかりません。納骨の日によってずれる。
納骨などの運営方法はこれから検討する。
今後、実際に需要の様子をみながら考える。
- (会長) 他に意見はあるか。 他に意見はなく終了した。